

令和3年10月1日より、『給水装置工事承認申請書』及び『排水設備工事確認申請書』の押印廃止を行っております。

しかし、一部については押印を継続しますのでご注意ください。

【 今後も押印が必要な書類 】

利害関係(給水装置・排水設備・土地等)が発生する場合は、申請書に署名及び押印が必要。

申請者本人とは異なるため、押印を省略できません。

印鑑登録証明書の添付は不要です。

念書が発生する場合は、申請書に署名及び押印が必要。

申請者本人が念書の内容について提出するため、**押印を省略できません。**

印鑑登録証明書の添付は不要です。

市街化区域で建築確認申請済証がない場合(既存基礎・梁の再利用等)は、申請書に署名及び押印が必要。

申請者本人を確認するために『印鑑登録された印鑑による押印』及びその『印鑑登録証明書』の添付が必要です。

市街化調整区域で建築確認申請済証がない場合は、申請書に署名及び押印が必要。

その場合、屋外散水栓の1栓のみとすることについての念書に署名及び押印が必要。

『印鑑登録された印鑑による押印』及びその『印鑑登録証明書』の添付が必要です。

参考例

申請書及び添付書類

市街化区域 申請書 建築確認済証 あり ・ 押印不要 添付書類 念書がある場合は 署名と押印必要	市街化区域 申請書 建築確認済証 なし ・ 押印必要 ・ 印鑑登録証明書必要 添付書類 念書がある場合は 署名と押印必要	市街化調整区域 申請書 建築確認済証 あり ・ 押印不要 (添付書類) 念書がある場合は 署名と押印必要	市街化調整区域 申請書 建築確認済証 なし ・ 押印必要 ・ 印鑑登録証明書必要 添付書類 念書に 署名と押印必要
---	---	---	---